

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する 省令の概要

令和 8 年 1 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「令」という。）第 7 条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）に定めるところにより、特定事業者の事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定方法を規定している。
- 令和 7 年 6 月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（第 10 回）」*において、廃棄物の焼却に伴う廃熱の供給を受けた者の他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定において、当該廃熱の使用による排出量は計上不要とすべきとされたところ。
- 今般、上記を踏まえ、算定省令について所要の改正を行う。

* 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html>

2. 改正の概要

- 令第 7 条第 1 項第 1 号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める熱に「蒸気（前号に掲げるものを除き、廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）並びに温水及び冷水（廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）」を追加し、その係数を零とする。
【第 2 条第 6 項第 2 号関係（新設）】
- その他所要の改正を行う。【第 2 条第 6 項第 3 号及び第 7 項並びに第 11 条関係】

3. 根拠条項

令第 7 条第 1 項第 1 号イ（4）

4. 今後の予定

- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日

以上